

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

14:47

1/12

様式9-1(1/9)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21714報)

2020年11月11日14時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [11月11日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 11月10日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 11月10日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 11月6日、11月10日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 11月8日、11月10日]</li> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクE、地下水バイパス一時貯留タンクグループ2の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、11月12日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 11月7日]</li> <li>・地下水バイパス 一時貯留タンク 排水前分析結果 [採取日 11月4日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/12

(留置前) 各種機器については、燃焼やその後の燃焼温度の制御を避けて、通常の運用環境条件を計測しているものもあり、正しく測定されていない同様の燃焼計測結果も存在している。プラントの状況を把握するために、このよう燃焼の信頼性を考慮し、燃焼の計測結果から得られる情報を活用して気化の傾向にも留意して総合的に判断している。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2020年11月11日 11:00現在

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 1.4 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.4 m <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	給水系: 2.9 m <sup>3</sup> /h CS系: 0.0 m <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 22.9 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 22.9 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 22.8 °C (11/11 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 27.7 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 25.9 °C (11/11 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 27.6 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 26.4 °C (11/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 23.1 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 22.9 °C (11/11 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 28.1 °C SUPPLY AIR D/W COOLERHVH2-16B (TE-16-114G#1): 27.6 °C (11/11 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 28.3 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 26.0 °C (11/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.13 kPa g (11/11 11:00 現在)	2.04 kPa g (11/11 11:00 現在)	0.42 kPa g (11/11 11:00 現在)	
空素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.39 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 15.03 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.59 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.81 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.32 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 8.64 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	22.2 m <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	12.73 Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	16.76 Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水蒸気量 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (11/11 11:00 現在)	A系: 0.04 vol% B系: 0.03 vol% (11/11 11:00 現在)	A系: 0.06 vol% B系: 0.05 vol% (11/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射線濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.11E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.80E-04 B系: 指示値 1.13E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.30E-04 (11/11 11:00 現在)	A系: 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.4E-01 B系: 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.3E-01 (11/11 11:00 現在)	A系: 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 2.0E-01 B系: 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.9E-01 (11/11 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	- °C ※6 (11/11 11:00 現在)	- °C ※6 (11/11 11:00 現在)	16.8 °C (11/11 11:00 現在)	- °C ※5 (11/11 11:00 現在)
FPC 貯水タンク 水位	- m (11/11 11:00 現在)	5.59 m (11/11 11:00 現在)	3.75 m (11/11 11:00 現在)	67.0 X100mm (11/11 11:00 現在)

(計測に使用する単位)  
 ※1: 指示値がマイナスの場合は0.00%と記載する。(水蒸気濃度が極めて低い場合は、計測精度によりマイナスを検出される場合があるため)  
 ※2: 指示値が検出限界値より大きい場合は、放射線濃度を記載する。  
 ※3: 指示値が検出限界値より小さい場合は、放射線濃度をNDと記載する。原子炉格納容器内ガス管理システムの放射線濃度 (Xe135) を記載する。  
 ※4: 燃焼状態の信頼性、圧力計測精度正しさを記載する。  
 ※5: 燃焼計測結果から得られる情報を活用して気化の傾向にも留意して総合的に判断している。  
 ※6: 燃焼計測結果から得られる情報を活用して気化の傾向にも留意して総合的に判断している。

3/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2020/11/10 07:48	< 4.5E+00	< 5.7E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋北東	2020/11/10 07:43	< 4.3E+00	< 4.1E+00	< 4.5E+00
プロセス主建屋南東	2020/11/10 07:37	< 4.2E+00	< 3.7E+00	< 3.4E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2020/11/10 07:18	< 3.4E+00	< 4.8E+00	< 3.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2020/11/10 07:22	< 5.4E+00	< 5.4E+00	5.4E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2020/11/10 07:14	< 4.5E+00	< 4.7E+00	< 4.3E+00
サイトバンカ建屋南東	2020/11/10 07:08	< 4.8E+00	< 3.6E+00	< 4.1E+00

- ・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
- ・不符号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.OE≠Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。  
(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^{+1}$ で31、 $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^{+0}$ で3.1、 $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。
- ・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2020/11/10 08:01	1.2E+01	< 4.9E-01	7.6E+00
物揚場排水路	2020/11/10 08:06	3.5E+00	< 3.9E-01	1.6E+00
K排水路	2020/11/10 06:00	1.0E+01	< 9.6E-01	6.8E+00
BC排水路	2020/11/10 07:02	3.4E+00	< 5.4E-01	< 6.0E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

- ・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。  
(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。
- ・採取当日の降雨量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2020/11/10 07:40	2.7E+04	< 3.3E-01	< 2.8E-01	< 3.8E+00	< 1.5E+00	< 6.4E-01	2.8E+00	-
No.1-6	2020/11/10 07:19	1.1E+06	< 3.1E+01	5.3E+01	< 1.1E+03	< 5.8E+02	7.1E+03	1.4E+05	-
No.1-8	2020/11/10 08:15	1.1E+04	< 2.1E+00	< 1.8E+00	< 4.5E+01	< 2.3E+01	5.5E+01	1.1E+03	-
No.1-9 #1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-11	2020/11/10 08:20	2.5E+01	< 2.7E-01	< 3.1E-01	< 2.4E+00	< 9.8E-01	< 4.2E-01	1.8E+00	-
No.1-12	2020/11/10 07:25	1.7E+03	< 7.7E-01	< 7.9E-01	< 1.4E+01	< 8.2E+00	1.7E+01	3.4E+02	-
No.1-14	2020/11/10 07:15	3.4E+04	< 3.5E-01	< 3.7E-01	< 3.2E+00	< 1.4E+00	< 3.4E-01	2.1E+00	-
No.1-16	2020/11/10 07:10	2.0E+04	< 3.4E-01	< 3.8E-01	< 3.8E+00	< 1.6E+00	6.7E-01	1.8E+01	-
No.1-17	2020/11/10 07:45	4.9E+04	< 2.8E-01	< 2.2E-01	< 2.3E+00	< 9.8E-01	< 3.2E-01	2.4E+00	-

・核燃料の半減期: Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sb-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不符号 (<): 小なりは、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±0とは、0.0×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、V測定は実施せず。全βは参考値としての測定。

6/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	RU-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)		
1,2号観測井ポイント 汲み上げ水	2020/11/10 08:41	2.1E+05	< 6.4E-01	< 3.7E-01	< 6.8E+00	< 2.7E+00	< 8.3E-01	1.6E+01	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号観測井 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号観測井 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・検測毎の半減期: Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sb-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不平等 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±0とは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、Y測定は実施せず、全βは参考値としての過後に測定。

7/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2020/11/06 08:22	2.6E+04	3.6E+04	< 2.9E-01	< 3.7E-01	< 3.0E+00	< 1.1E+00	< 3.3E-01	9.1E-01	-	-	-	-
No.1-6	2020/11/06 08:32	1.0E+06	1.2E+03	< 3.0E+01	5.4E+01	< 1.1E+03	< 5.4E+02	7.0E+03	1.4E+05	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ※1	2020/11/06 08:10	8.0E+01	5.9E+02	-	-	-	-	-	-	7.4E+01	-	-	-
No.1-11	2020/11/06 08:09	4.2E+01	1.1E+03	< 3.4E-01	< 4.0E-01	< 3.3E+00	< 1.4E+00	< 3.3E-01	2.4E+00	-	-	-	-
No.1-12	2020/11/06 08:39	1.4E+03	2.3E+04	< 1.1E+00	< 1.5E+00	< 1.9E+01	< 1.0E+01	1.8E+01	3.6E+02	-	-	-	-
No.1-14	2020/11/06 07:42	3.0E+04	6.3E+03	< 2.9E-01	< 3.0E-01	< 3.2E+00	< 1.1E+00	< 3.2E-01	2.0E+00	-	-	-	-
No.1-16	2020/11/06 08:35	2.1E+04	2.2E+02	< 2.9E-01	< 2.8E-01	< 3.2E+00	< 1.3E+00	1.0E+00	1.6E+01	-	-	-	-
No.1-17	2020/11/06 08:16	4.9E+04	9.6E+03	< 2.8E-01	< 2.7E-01	< 2.7E+00	< 1.0E+00	< 3.0E-01	7.0E+00	-	-	-	-

・観測孔の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sr-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不検出 (<:小値) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および試験中止の項目は「-」と記す。

・O.E.S.Oとは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・H-3以外は総にお知らせ済み。

※1 No.1-9は、採水筒による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

8/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										基準 (ppm)			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他放射性核種					
1,2号掘ワエルポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2020/11/06 08:53	4.8E+02	4.6E+02	< 3.5E-01	< 4.3E-01	< 2.7E+00	< 1.3E+00	< 4.3E-01	< 4.0E-01	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2020/11/06 08:52	4.2E+02	8.8E+02	< 2.9E-01	< 3.3E-01	< 2.9E+00	< 1.1E+00	2.9E-01	3.3E+00	5.1E+02	-	-	-	-	-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号掘改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号掘改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

\* 核種毎の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

\* 不等号 (<)：小なり) は、検出限界値未満 (ND) を示す。

\* 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

\* O.E.Oとは、 $O \times 10^0$  であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

\* H-3以外は陽にお知らせ済み。

\* No.2-5、No.3-5は、採水器による採取であるため、Y測定は実施せず、全βは参考値としての過後に測定。



9/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2020/11/10 08:28	—	< 5.6E-01	< 6.4E-01
1F 6号機取水口前	2020/11/10 08:18	< 1.3E+01	< 5.6E-01	< 5.0E-01
1F 物揚場前	2020/11/10 07:56	< 1.3E+01	< 4.4E-01	< 5.0E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2020/11/10 08:25	< 1.3E+01	< 4.7E-01	7.3E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (避水壁前)	2020/11/10 08:30	< 1.3E+01	< 5.3E-01	2.8E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2020/11/10 07:26	1.0E+01	< 7.5E-01	< 6.9E-01
1F 港湾口 (T-0)	2020/11/10 07:23	1.6E+01	< 3.9E-01	< 5.2E-01
1F 港湾中央	2020/11/10 07:19	< 1.3E+01	< 5.5E-01	< 5.2E-01
1F 港湾内東側	2020/11/10 07:21	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内西側	2020/11/10 07:17	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内北側	2020/11/10 07:15	< 1.3E+01	< 2.9E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2020/11/10 07:25	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 3.7E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>*1</sup>			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)  
 ・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。  
 ・0.0E±0とは, 0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。  
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

10/12

2020年11月11日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2020/11/08 08:15	—	—	< 7.5E-01	< 7.1E-01
1F 6号機取水口前	2020/11/08 08:07	< 1.3E+01	—	< 4.9E-01	< 4.6E-01
1F 物揚場前	2020/11/08 07:50	< 1.3E+01	—	< 4.9E-01	< 5.8E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (栗波除堤北側)	2020/11/08 07:20	1.7E+01	—	< 5.0E-01	7.7E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (溜水壁前)	2020/11/08 07:25	< 1.3E+01	—	< 4.7E-01	3.4E+00
1F 南放水口付近 (注)	2020/11/08 06:45	9.4E+00	< 8.4E-01	< 7.9E-01	< 8.3E-01
1F 港湾口 (T-0)	2020/11/08 06:44	< 1.3E+01	—	< 5.1E-01	< 4.3E-01
1F 港湾中央	2020/11/08 06:39	< 1.3E+01	—	< 4.2E-01	< 5.1E-01
1F 港湾内東側	2020/11/08 06:41	1.5E+01	—	< 3.0E-01	4.0E-01
1F 港湾内西側	2020/11/08 06:37	1.4E+01	—	< 2.3E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内北側	2020/11/08 06:35	< 1.3E+01	—	< 3.8E-01	< 3.9E-01
1F 港湾内南側	2020/11/08 06:47	< 1.3E+01	—	< 3.4E-01	< 3.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>*1</sup>			6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
  - ・不符号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。
  - ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
  - ・0.0E±0とは, 0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。
  - (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。
  - ・物揚場前は, シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。
  - ・H-3以外は既にお知らせ済み。
- ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])  
(注)地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については, トリチウムの分析も行っている。  
(2014年10月19日以降)

11/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				その他 (核種)
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
一時貯水タンク (サンブルタンク)	E 2020/11/07 08:10	690	東京電力	< 1.6E+00	1.1E+03	< 6.3E-01	< 6.0E-01	検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 3.8E-01	1.2E+03	< 6.3E-01	< 5.8E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.0E+00	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2
告示濃度限度*3					6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水質ガイドライン					1.0E+01	1.0E+01		

・核種毎の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134,Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

12/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				その他 (後種)
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
地下水バイパス 一時貯留タンク Gr2 (グループ2)	2020/11/04 07:55	2,080	東京電力	< 7.5E-01	1.3E+02	< 4.5E-01	< 6.9E-01	検出なし
			日本分析センター	< 5.5E-01	1.4E+02	< 5.3E-01	< 5.1E-01	検出なし
運用目標				5.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.0E+00	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	9.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・核種毎の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不平等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・O.OE±O とは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を 1 Bq/L に下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

15:58

訂正 Rev.1 追記

Rev.1 発信時刻

2020年11月11日 15時40分 1/12

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

※3/2項

母機のFPCスキマセンサーの水位センサーの注記

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設) ※6追記 (第21714報)

2020年11月11日 14時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [11月11日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 11月10日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 11月10日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 11月6日、11月10日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 11月8日、11月10日]</li> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクE、地下水バイパス一時貯留タンクグループ2の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、11月12日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 11月7日]</li> <li>・地下水バイパス 一時貯留タンク 排水前分析結果 [採取日 11月4日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/12

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2020年11月11日 11:00現在

(留意事項)  
各計測器については、地震やその他の異常速度の発生を察知して、異常の使用面は条件を  
満たしているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測器も存在している。  
プラントの状態把握するために、このような計測器の不確かさも考慮したうえで、現況  
の計測器から得られる情報を使用して変化の傾向にも留意して総合的に判断してください。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 1.4 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.4 m <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	給水系: 2.9 m <sup>3</sup> /h CS系: 0.0 m <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 22.9 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 22.9 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 22.8 °C (11/11 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 27.7 °C RPV/温度 (TE-2-3-69R): 25.9 °C (11/11 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 27.6 °C RPV/上部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 26.4 °C (11/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 23.1 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 22.9 °C (11/11 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 28.1 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 27.6 °C (11/11 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 28.3 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 26.0 °C (11/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.13 kPa g (11/11 11:00 現在)	2.04 kPa g (11/11 11:00 現在)	0.42 kPa g (11/11 11:00 現在)	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.39 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 15.03 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.59 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.81 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.32 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 8.64 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	22.2 m <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	12.73 Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	16.76 Nm <sup>3</sup> /h (11/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (11/11 11:00 現在)	A系: 0.04 vol% B系: 0.03 vol% (11/11 11:00 現在)	A系: 0.06 vol% B系: 0.05 vol% (11/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.11E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.80E-04 B系: 指示値 1.13E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.30E-04 (11/11 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.4E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 Ba/cm <sup>3</sup> (11/11 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 2.0E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> (11/11 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	- °C ※6 (11/11 11:00 現在)	- °C ※6 (11/11 11:00 現在)	16.8 °C (11/11 11:00 現在)	- °C ※5 (11/11 11:00 現在)
FPC 貯留タンク 水位	- m ※6 (11/11 11:00 現在)	5.59 m (11/11 11:00 現在)	3.75 m (11/11 11:00 現在)	67.0 ×100mm (11/11 11:00 現在)

※1: 異常発生停止中  
※2: 4号機格納容器プール/常設第一冷却ポンプ停止使用中  
※3: 作業に伴いデータ欠測

(計測値に関する事項)  
※1: 原子炉格納容器内の放射能濃度は、(水素濃度が極めて低い場合は、計測値により明示される場合がある)  
※2: 放射能濃度の検出限界値は、(Xe135) の放射能濃度の検出限界値に等しいと見做す。  
※3: 放射能濃度の検出限界値は、(Xe135) の放射能濃度の検出限界値に等しいと見做す。  
※4: 使用済燃料プールの放射能濃度は、(Xe135) の放射能濃度の検出限界値に等しいと見做す。

※6

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/l)	Cs-134 (Bq/l)	Cs-137 (Bq/l)
4号T/B建屋南東	2020/11/10 07:48	< 4.5E+00	< 5.7E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋北東	2020/11/10 07:43	< 4.3E+00	< 4.1E+00	< 4.5E+00
プロセス主建屋南東	2020/11/10 07:37	< 4.2E+00	< 3.7E+00	< 3.4E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2020/11/10 07:18	< 3.4E+00	< 4.8E+00	< 3.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2020/11/10 07:22	< 5.4E+00	< 5.4E+00	5.4E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2020/11/10 07:14	< 4.5E+00	< 4.7E+00	< 4.3E+00
サイトバンカ建屋南東	2020/11/10 07:08	< 4.8E+00	< 3.6E+00	< 4.1E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{\pm O}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31、 $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1、 $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2020/11/10 08:01	1.2E+01	< 4.9E-01	7.6E+00
物揚場排水路	2020/11/10 08:06	3.5E+00	< 3.9E-01	1.6E+00
K排水路	2020/11/10 06:00	1.0E+01	< 9.6E-01	6.8E+00
BC排水路	2020/11/10 07:02	3.4E+00	< 5.4E-01	< 6.0E-01
5,6号機排水路 <sup>※1</sup>	—	—	—	—

- ・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
- ・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O・OE±Oとは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。  
(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。
- ・採取当日の降雨量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。



5/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	分析項目										
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2020/11/10 07:40	2.7E+04	< 3.3E-01	< 2.8E-01	< 3.8E+00	< 1.5E+00	< 6.4E-01	2.8E+00	-	-	-	
No.1-6	2020/11/10 07:19	1.1E+06	< 3.1E+01	5.3E+01	< 1.1E+03	< 5.8E+02	7.1E+03	1.4E+05	-	-	-	
No.1-8	2020/11/10 08:15	1.1E+04	< 2.1E+00	< 1.8E+00	< 4.5E+01	< 2.3E+01	5.5E+01	1.1E+03	-	-	-	
No.1-9 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-11	2020/11/10 08:20	2.5E+01	< 2.7E-01	< 3.1E-01	< 2.4E+00	< 9.8E-01	< 4.2E-01	1.8E+00	-	-	-	
No.1-12	2020/11/10 07:25	1.7E+03	< 7.7E-01	< 7.9E-01	< 1.4E+01	< 8.2E+00	1.7E+01	3.4E+02	-	-	-	
No.1-14	2020/11/10 07:15	3.4E+04	< 3.5E-01	< 3.7E-01	< 3.2E+00	< 1.4E+00	< 3.4E-01	2.1E+00	-	-	-	
No.1-16	2020/11/10 07:10	2.0E+04	< 3.4E-01	< 3.8E-01	< 3.8E+00	< 1.6E+03	6.7E-01	1.6E+01	-	-	-	
No.1-17	2020/11/10 07:45	4.9E+04	< 2.8E-01	< 2.2E-01	< 2.3E+00	< 9.8E-01	< 3.2E-01	2.4E+00	-	-	-	

・核種毎の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不詳等 (<: 小なり) は、検出限未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読み取ります。

※1 No.1-9は、取水網による採取であるため、測定は実施せず。全βは参考値としての測定に測定。

6/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	その他放射性核種	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)			
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水	2020/11/10 08:41	2.1E+05	< 6.4E-01	< 3.7E-01	< 6.8E+00	< 2.7E+00	< 8.3E-01	1.6E+01			-	
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.2-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.2-7	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
No.3-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-			-	

・検査時の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約370日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)  
 ・不詳号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・O.O.E±0とは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。  
 ・(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ※2 No.2-5、No.3-5は、採水時による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

7/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所2号機

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/l)	H-3 (Bq/l)	Mn-54 (Bq/l)	Co-60 (Bq/l)	Ru-106 (Bq/l)	Sr-125 (Bq/l)	Cs-134 (Bq/l)	Cs-137 (Bq/l)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2020/11/06 08:22	2.6E+04	3.6E+04	< 2.9E-01	< 3.7E-01	< 3.0E+00	< 1.1E+00	< 3.3E-01	9.1E-01	-	-	-	
No.1-6	2020/11/06 08:32	1.0E+06	1.2E+03	< 3.0E+01	5.4E+01	< 1.1E+03	< 5.4E+02	7.0E+03	1.4E+05	-	-	-	
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-9	2020/11/06 08:10	8.0E+01	5.9E+02	-	-	-	-	-	-	7.4E+01	-	-	
No.1-11	2020/11/06 08:09	4.2E+01	1.1E+03	< 3.4E-01	< 4.0E-01	< 3.3E+00	< 1.4E+00	< 3.3E-01	2.4E+00	-	-	-	
No.1-12	2020/11/06 08:39	1.4E+03	2.3E+04	< 1.1E+00	< 1.5E+00	< 1.9E+01	< 1.0E+01	1.8E+01	3.6E+02	-	-	-	
No.1-14	2020/11/06 07:42	3.0E+04	6.3E+03	< 2.9E-01	< 3.0E-01	< 3.2E+00	< 1.1E+00	< 3.2E-01	2.0E+00	-	-	-	
No.1-16	2020/11/06 08:35	2.1E+04	2.2E+02	< 2.9E-01	< 2.8E-01	< 3.2E+00	< 1.3E+00	1.0E+00	1.6E+01	-	-	-	
No.1-17	2020/11/06 08:16	4.9E+04	9.6E+03	< 2.8E-01	< 2.7E-01	< 2.7E+00	< 1.0E+00	< 3.0E-01	7.0E+00	-	-	-	

・検査毎の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sr-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不符号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.E±Oとは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 No.1-9は、採水器による採取であるため、V測定は実施せず、余計は参考値としてご連絡にさせていただきます。

8/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他の放射性核種					
1,2号機ワエルポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2020/11/06 08:53	4.8E+02	4.6E+02	< 3.3E-01	< 4.3E-01	< 2.7E+00	< 1.3E+00	< 4.3E-01	< 4.0E-01	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2020/11/06 08:52	4.2E+02	8.8E+02	< 2.9E-01	< 3.3E-01	< 2.9E+00	< 1.1E+00	2.9E-01	3.3E+00	5.1E+02	-	-	-	-	-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・核種の半減期：H-3(約12年), Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sb-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不検出 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.O.E±Oとは、O.O×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読み。

・H-3以外は既に知らせ済み。

※ No.2-5, No.3-5は、採水時による採取であるため、Y測定は実施せず、全βは参考値としての過後に測定。

9/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2020/11/10 08:28	—	< 5.6E-01	< 6.4E-01
1F 6号機取水口前	2020/11/10 08:18	< 1.3E+01	< 5.6E-01	< 5.0E-01
1F 物揚場前	2020/11/10 07:56	< 1.3E+01	< 4.4E-01	< 5.0E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2020/11/10 08:25	< 1.3E+01	< 4.7E-01	7.3E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2020/11/10 08:30	< 1.3E+01	< 5.3E-01	2.8E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2020/11/10 07:26	1.0E+01	< 7.5E-01	< 6.9E-01
1F 港湾口 (T-0)	2020/11/10 07:23	1.6E+01	< 3.9E-01	< 5.2E-01
1F 港湾中央	2020/11/10 07:19	< 1.3E+01	< 5.5E-01	< 5.2E-01
1F 港湾内東側	2020/11/10 07:21	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内西側	2020/11/10 07:17	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内北側	2020/11/10 07:15	< 1.3E+01	< 2.9E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2020/11/10 07:25	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 3.7E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>*1</sup>			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期: Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)  
 ・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・0.0E±0とは, 0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。  
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

10/12

2020年11月11日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2020/11/08 08:15	—	—	< 7.5E-01	< 7.1E-01
1F 6号機取水口前	2020/11/08 08:07	< 1.3E+01	—	< 4.9E-01	< 4.6E-01
1F 物揚場前	2020/11/08 07:50	< 1.3E+01	—	< 4.9E-01	< 5.8E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2020/11/08 07:20	1.7E+01	—	< 5.0E-01	7.7E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2020/11/08 07:25	< 1.3E+01	—	< 4.7E-01	3.4E+00
1F 南放水口付近 (注)	2020/11/08 06:45	9.4E+00	< 8.4E-01	< 7.9E-01	< 8.3E-01
1F 港湾口 (T-0)	2020/11/08 06:44	< 1.3E+01	—	< 5.1E-01	< 4.3E-01
1F 港湾中央	2020/11/08 06:39	< 1.3E+01	—	< 4.2E-01	< 5.1E-01
1F 港湾内東側	2020/11/08 06:41	1.5E+01	—	< 3.0E-01	4.0E-01
1F 港湾内西側	2020/11/08 06:37	1.4E+01	—	< 2.3E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内北側	2020/11/08 06:35	< 1.3E+01	—	< 3.8E-01	< 3.9E-01
1F 港湾内南側	2020/11/08 06:47	< 1.3E+01	—	< 3.4E-01	< 3.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>*1</sup>			6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。  
(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。
- ・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。
- ・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

(注)地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については, トリチウムの分析も行っている。

(2014年10月19日以降)

11/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 /核種
一時貯水タンク (サンブルタンク)	E 2020/11/07 08:10	690	東京電力	< 1.6E+00	1.1E+03	< 6.3E-01	< 6.0E-01	検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 3.8E-01	1.2E+03	< 6.3E-01	< 5.8E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.0E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小なり)は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

12/12

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 Y核種
地下水バイパス 一時貯留タンク Gr2 (グループ2)	2020/11/04 07:55	2,080	東京電力 日本分析センター	< 7.5E-01	1.3E+02	< 4.5E-01	< 6.9E-01	検出なし
				< 5.5E-01	1.4E+02	< 5.3E-01	< 5.1E-01	検出なし
	運用目標			5.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと ※2
	告示濃度限度 ※3				6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
	WHO飲料水水质ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134,Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])



東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

14:47

1/2

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21715報)

2020年11月11日14時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路上立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。</p> <p>・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 11月9日]</p> <p>今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p>【公表区分：その他】</p>
その他の事項の対応(注3)	※添付の(有り)・無し なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/2

2020年11月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	5.2E+03	1.4E+02	2.5E+02	4.6E+03
	下流側	2.1E+03	3.9E+02	3.8E+01	7.1E+02
2号機放水路立坑水	上流側	9.1E+02	< 1.0E+02	4.7E+01	7.3E+02
	下流側	5.0E+01	< 1.0E+02	< 6.7E+00	1.8E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは,  $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

15:05

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21716報)

2020年11月11日15時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)  第21712報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクDに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10時12分 ・排水終了 : 14時02分 ・排水量 : 570m <sup>3</sup>  排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分:E】
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

41

19:12

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 21717 報)

2020 年 11 月 11 日 19 時 00 分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日 18 時 32 分、発電所構内 西門研修棟で火災警報が発生しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時刻 18 時 32 分</li> <li>・発生場所 発電所構内 西門研修棟</li> <li>・発見者 協力企業作業員</li> <li>・プラント設備への影響 確認中</li> <li>・双葉消防本部への連絡時刻 18 時 40 分 (119 番通報)</li> </ul> <p>現在、当社社員が現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：C】</p>
その他の事項の対応 (注 3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

19=46 1/1  
様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21718報)

2020年11月11日19時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第21717報でお知らせした、発電所構内 西門研修棟における火災警報の発生について、その後の状況をお知らせします。 双葉消防本部の状況確認により、19時18分、本事象は「誤報」と判断されました。 なお、プラント設備への影響はありません。</p> <p>また、第21717報にて、「・双葉消防本部への連絡時刻 18時40分(119番通報)」とお伝えしておりましたが、「・双葉消防本部への連絡時刻 18時39分(119番通報)」と、訂正してお知らせいたします。</p> <p>【公表区分：その他】 「誤報」と判断されたことから、公表区分を「C」から「その他」に変更しました。</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。